

社会保障審議会 障害者部会（第31回）	資料4
平成20年4月23日	

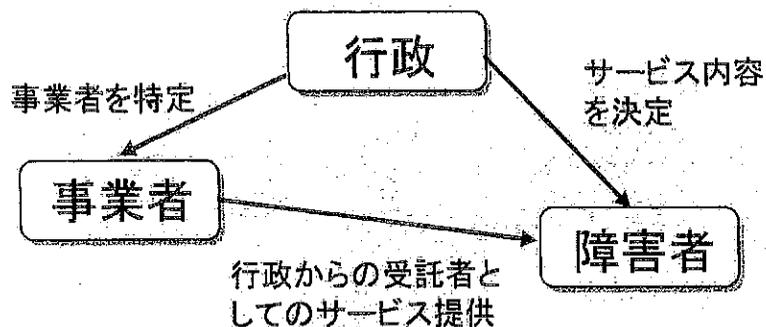
障害者自立支援法について

措置制度から支援費制度へ(平成15年度)

支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築

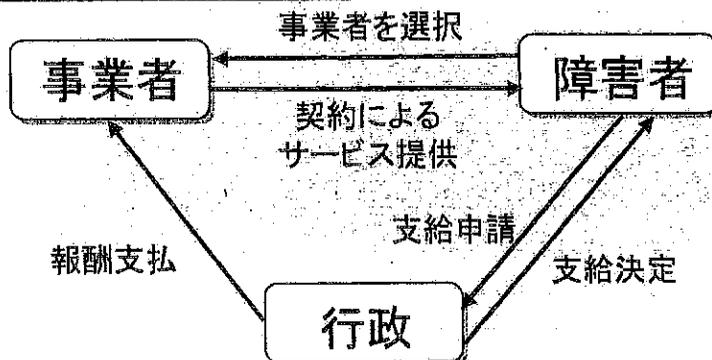
措置制度(～H14)



<措置制度>

- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供

支援費制度(H15～)



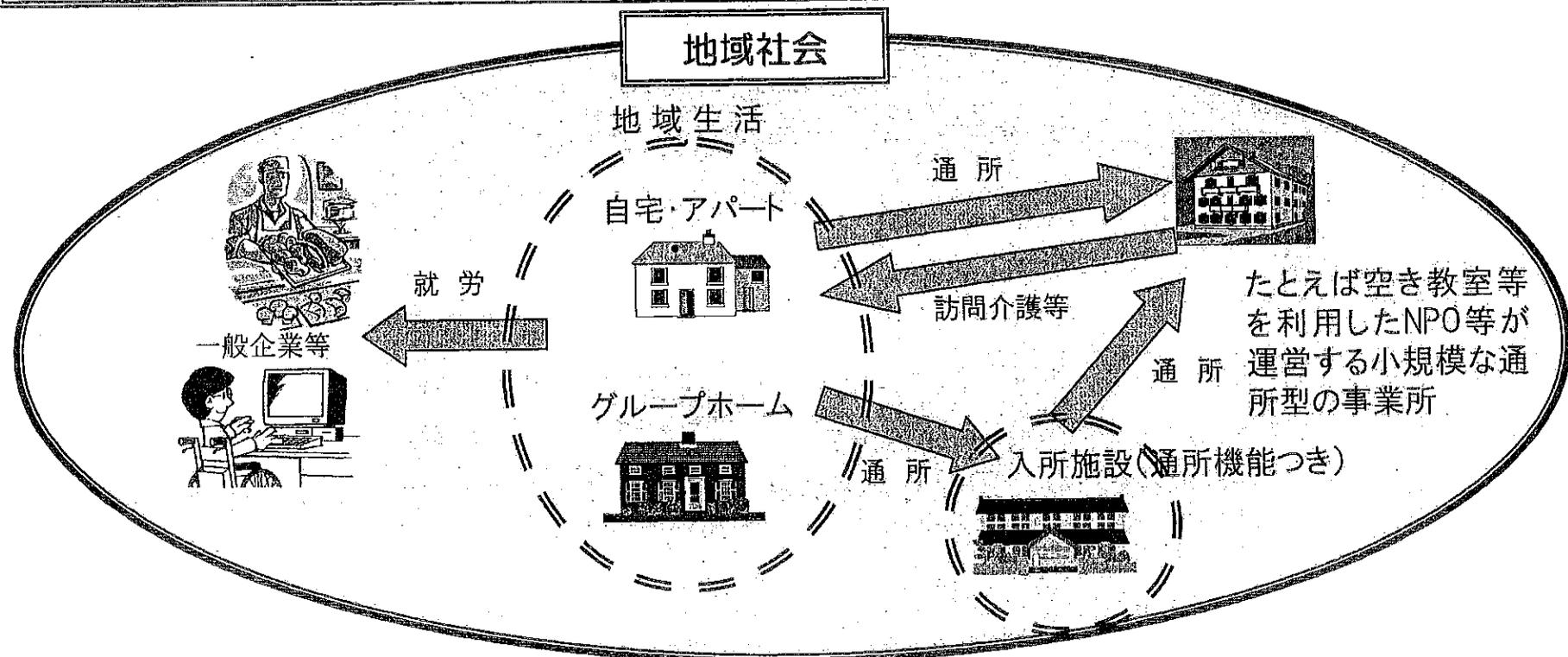
<支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重(サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

自立と共生の地域社会づくり

～障害のある人が普通に暮らせる地域社会づくり～

- 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- 地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくり



「障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に三分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

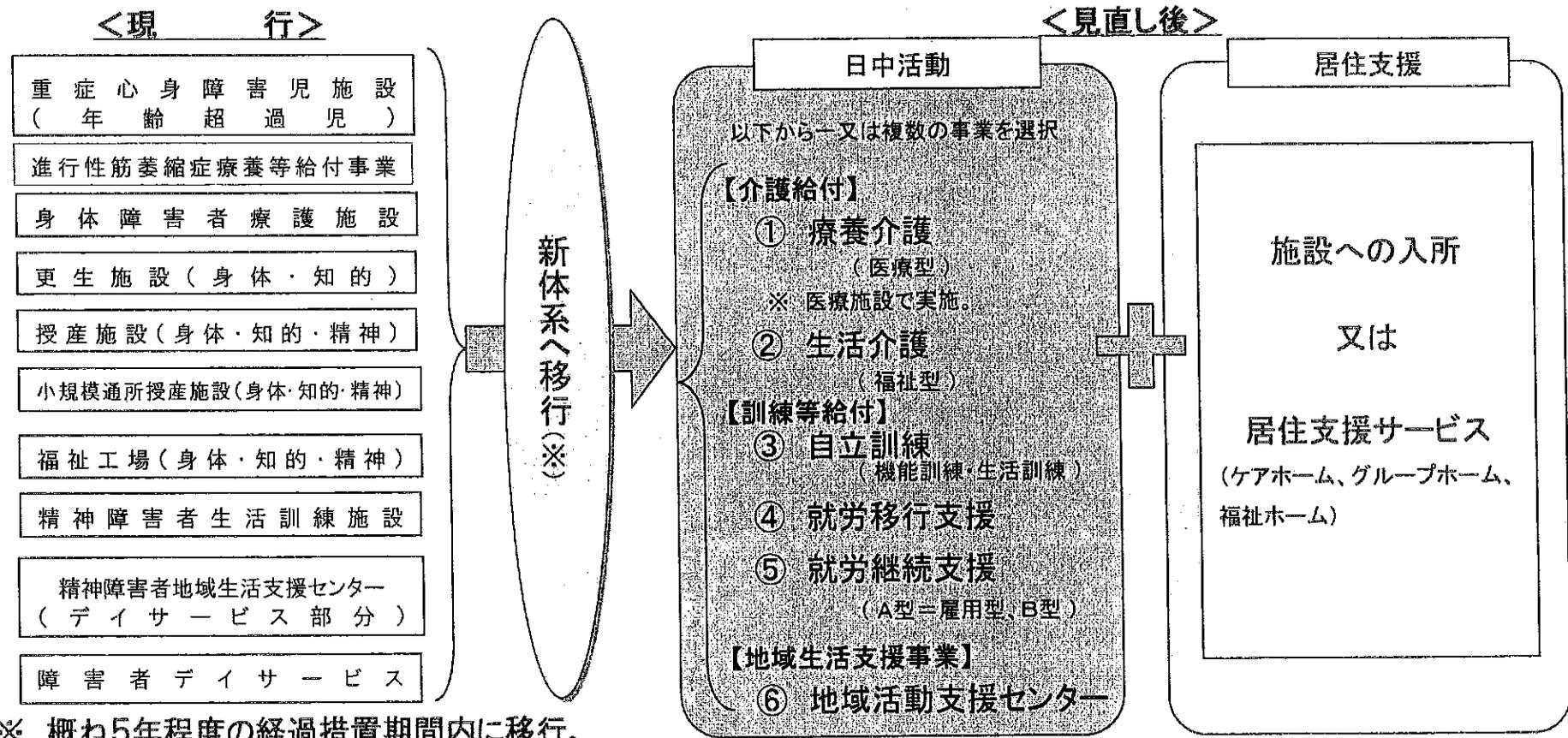
- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

利用者本位のサービス体系へ再編

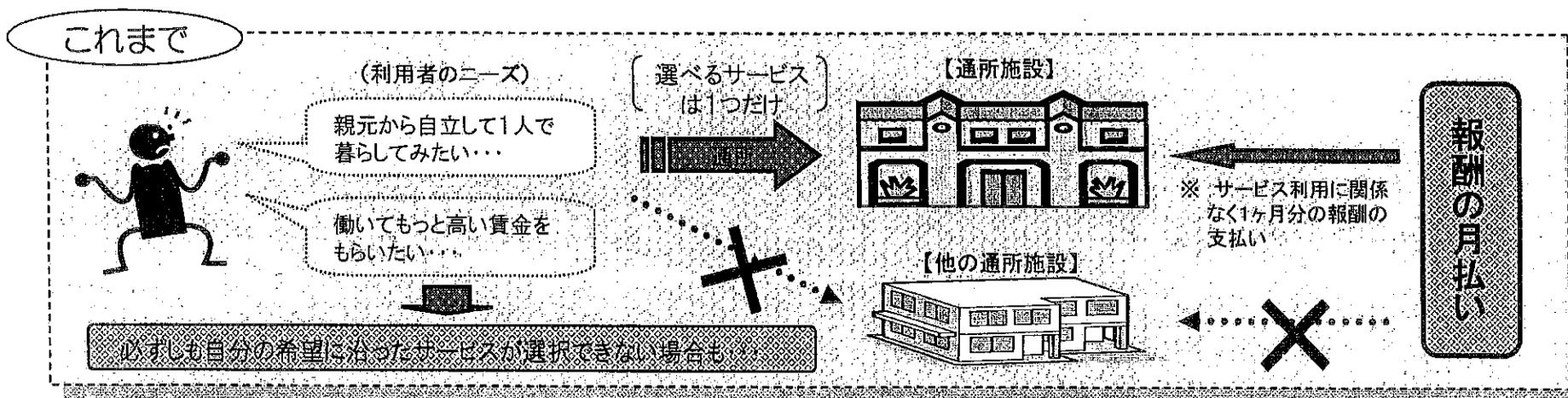
○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）。
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



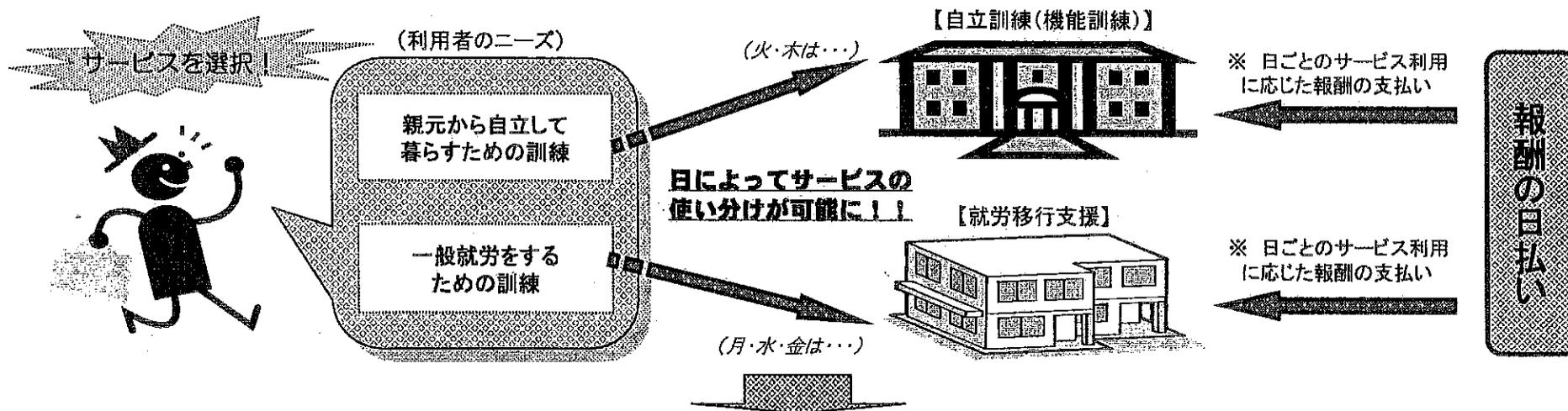
※ 概ね5年程度の経過措置期間内に移行。

報酬の日払い方式の考え方



障害者自立支援法

利用者の方々のニーズに応じて、色々なサービスを組み合わせて利用することが可能に。



- 事業者は、利用者から選ばれる対象となり、利用者本意のサービスが促進される。
- 事業者にとっても、質の高いサービスを提供し、利用者を増やせば、その努力に応じた報酬が支払われることとなる。

新しい訪問系サービス

- 新たに精神障害を個別に支給決定する仕組みに改めるとともに、「障害程度区分」の導入に合わせ、障害の状態やニーズに応じた支援が適切に行われるよう、訪問系サービスを再編する。
- 人員・運営基準や報酬基準については、短時間の集中的な利用と長時間の滞在による利用といったサービス利用の実態に適した内容とするとともに、著しく重度の障害者について配慮する。
- 国庫負担基準については、サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、市町村の給付実績等を踏まえつつ、サービスの種類ごとに、障害程度区分に応じて設定する。

【支援費】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・日常生活支援
- ・行動援護
- ・移動介護

【精神障害者居宅生活支援事業】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・移動支援

【自立支援給付】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助

行動援護

重度訪問介護

重度障害者等包括支援

【地域生活支援事業】

移動支援事業

生活サポート事業

人員基準

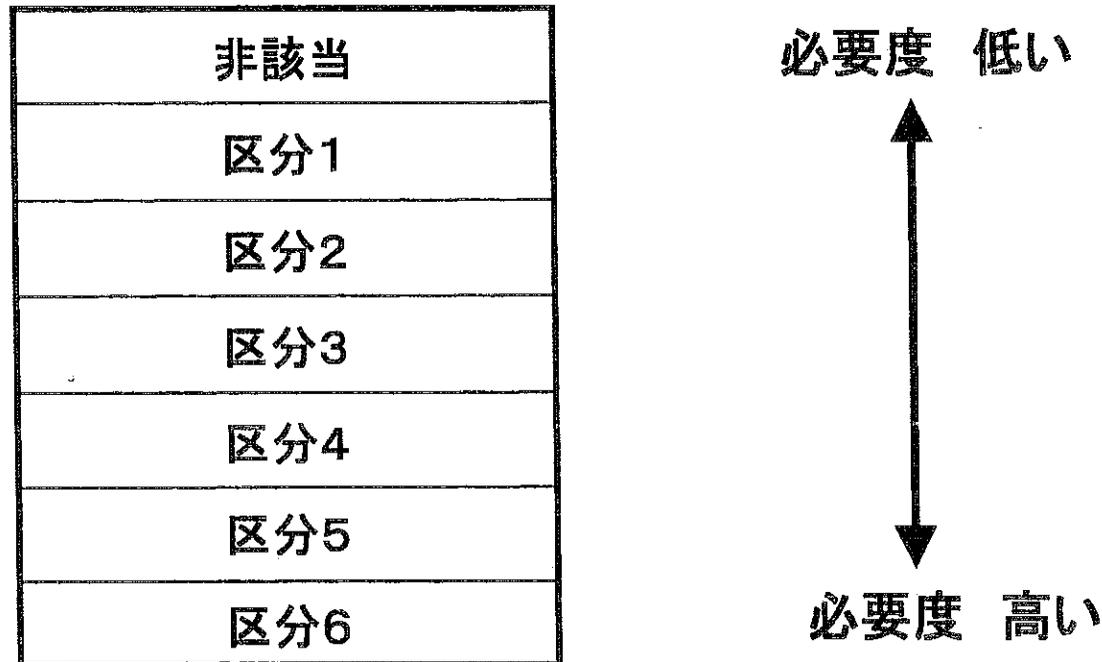
- サービス利用実態に適した内容
- 著しく重度の障害者への配慮

国庫負担基準

- 限られた国費の公平な配分
- 障害程度区分ごとに設定

障害者自立支援法の障害程度区分について

「障害程度区分」とは、支援サービスの必要度（必要時間）を表す6段階の区分



支援費制度

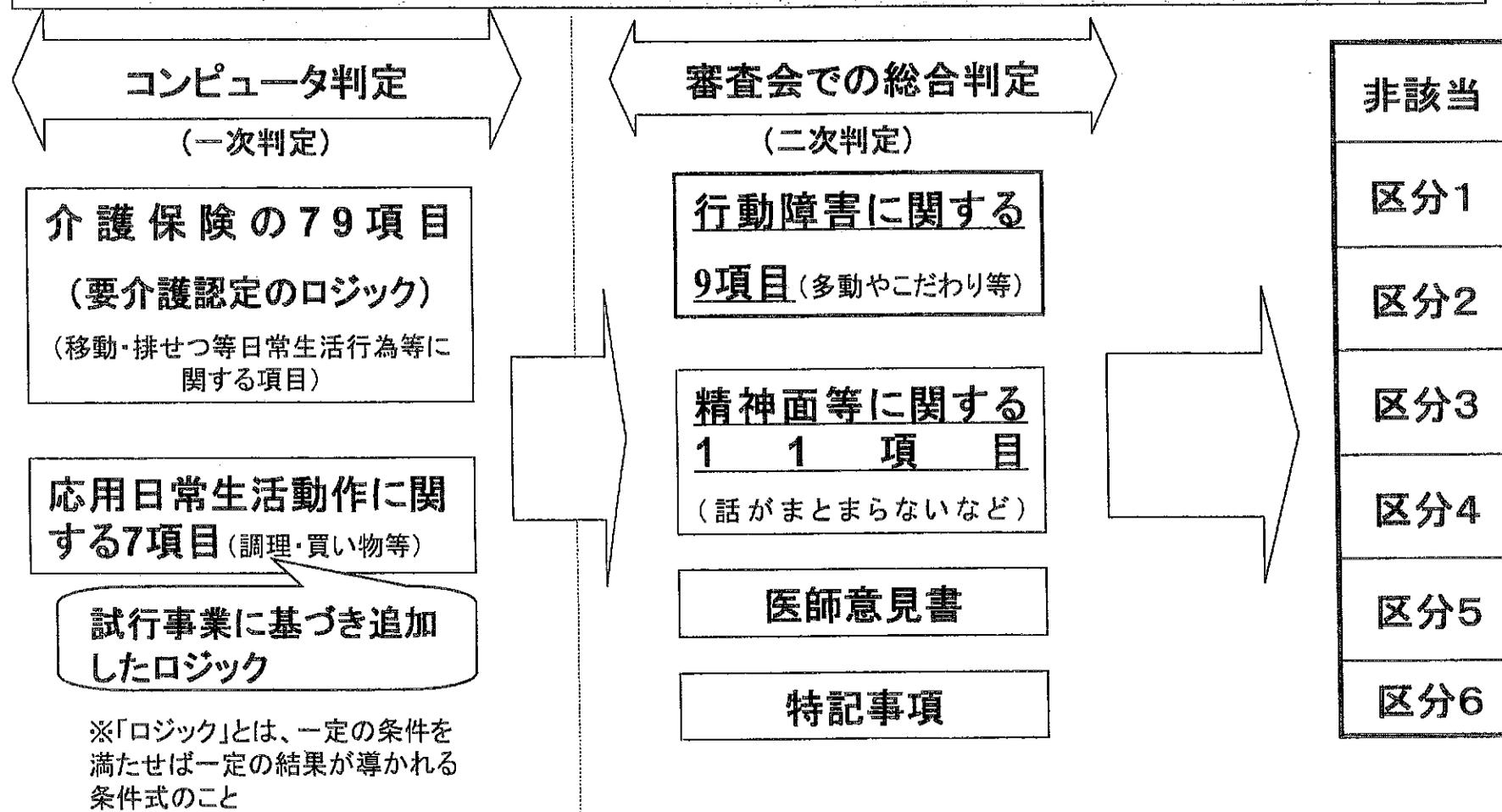
支援費制度施行後、給付費が大幅に増大したが、全国共通の利用ルールがなく、支給決定プロセスが不透明

障害者自立支援法

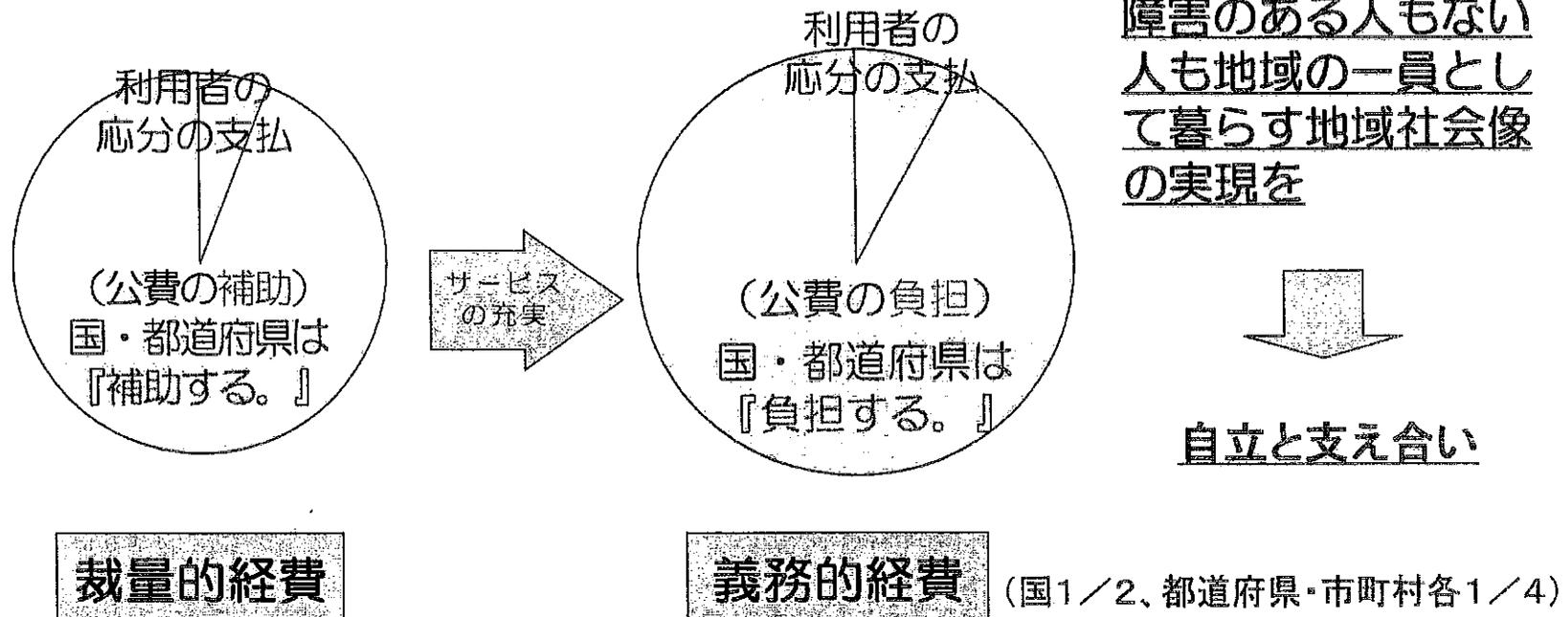
- 支援の必要度を計る客観的な尺度（障害程度区分）を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

障害程度区分認定の仕組み

介護保険の要介護認定基準(79の調査項目)に、より障害特性を踏まえるよう、27項目の調査項目を追加して、試行事業を実施。→ 現状に照らして妥当な結果が得られたことから、結果を分析し、コンピュータにより適切な評価が可能であることが科学的に検証された項目については一次判定に盛り込み、コンピュータ判定では適切な評価が困難な項目については二次判定で総合的に評価する仕組みに。



財政基盤の強化



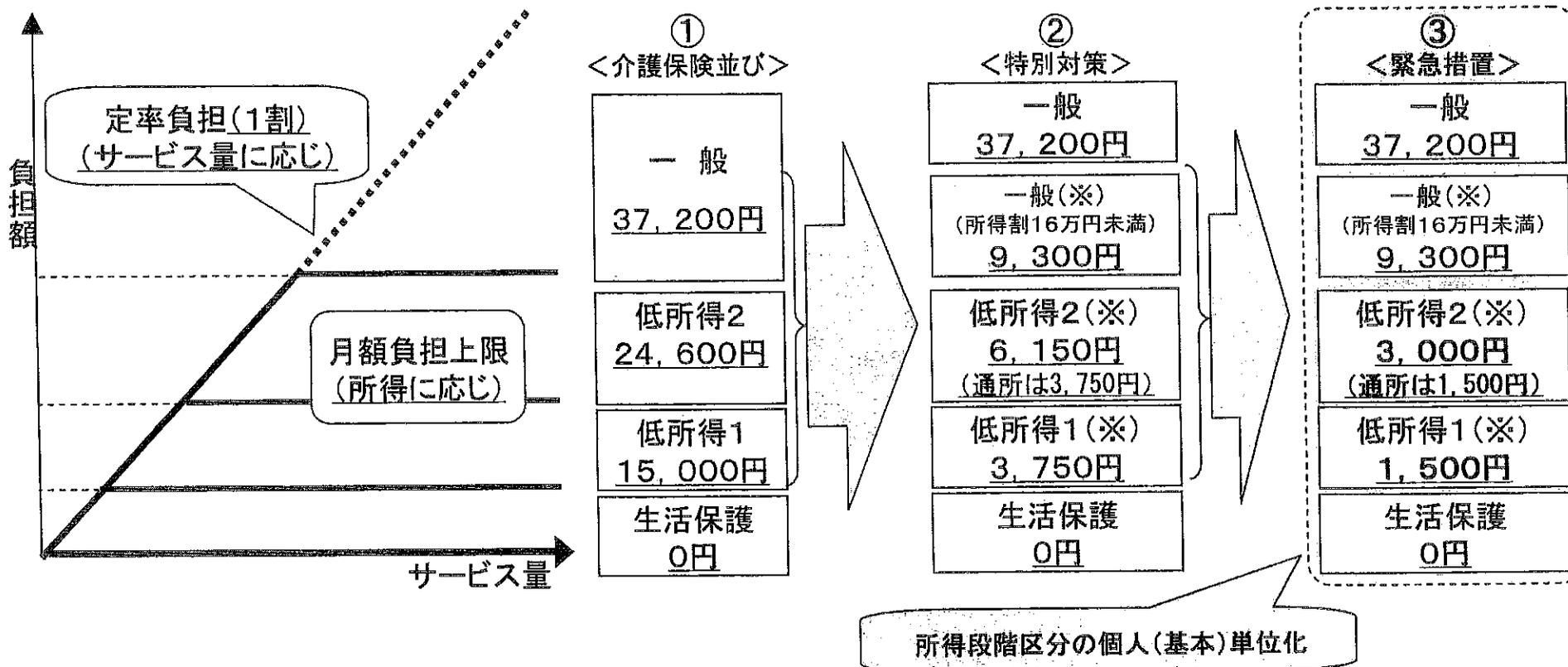
- 無理のない形で利用者負担をお願いし、国や都道府県のホームヘルプサービスに係る負担を義務的経費化し、財政基盤を強化します。このことにより、より多くの方に障害サービスを提供することができます。

所得段階に応じた負担限度額の設定

(居宅・通所サービスの場合)

障害者

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 「特別対策」による負担軽減 (①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 今回の緊急措置 (②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。)



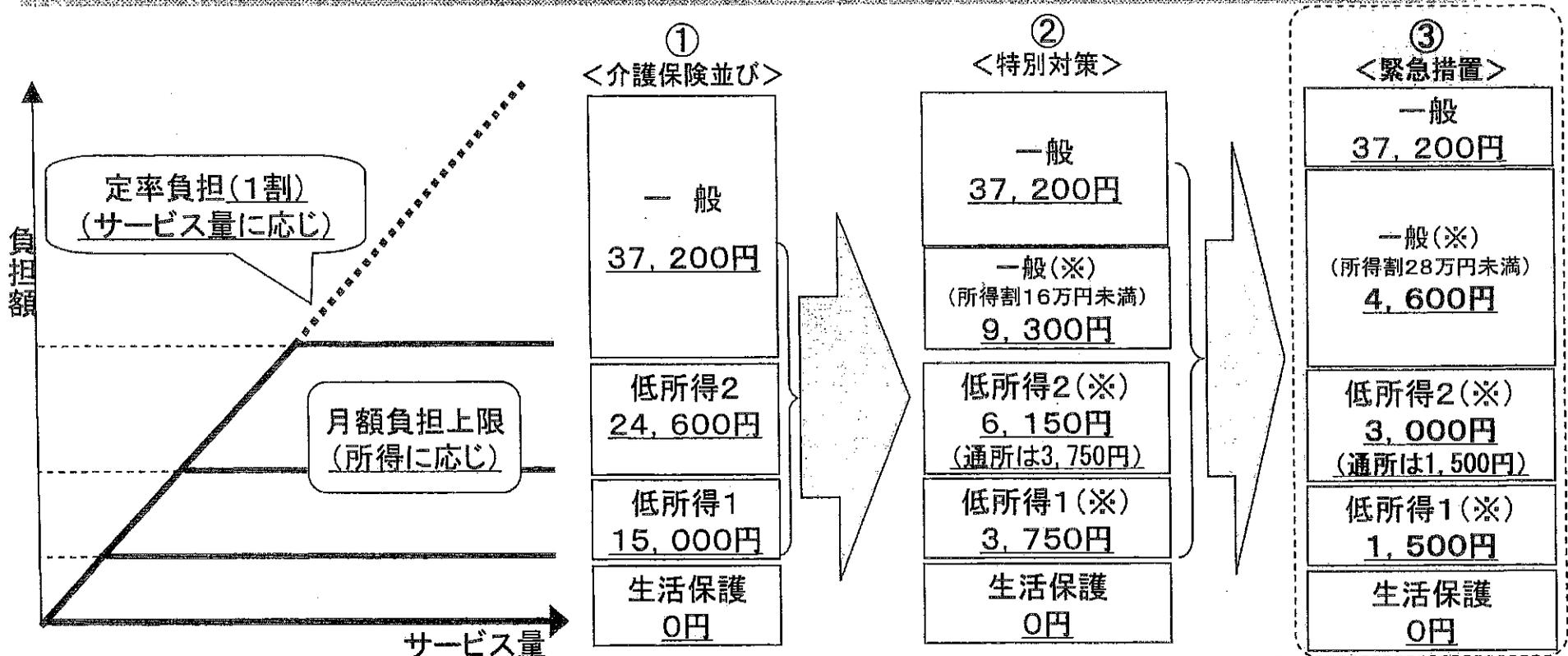
- (1) 一般:市町村民税課税世帯
 - (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
 - (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
 - (4) 生活保護:生活保護世帯
- (※)資産要件有り

所得段階に応じた負担限度額の設定

(居宅・通所サービスの場合)

障害児

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 「特別対策」による負担軽減 (①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 今回の緊急措置
(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。)



(1) 一般:市町村民税課税世帯

(2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)

(3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方

(4) 生活保護:生活保護世帯

(※)資産要件有り

平均的な利用者負担率（平成20年度：緊急措置実施後）

- 障害者自立支援法の利用者負担は、最大1割であるが、緊急措置後の平均的な利用者負担率は、概ね3%程度となっている。

居宅サービス	平均約2%	（約18万人）
通所サービス	平均約1%	（約18万人）
入所サービス	平均約5%	（約14万人）
計（全体）	<u>平均約3%</u>	

※ 平成20年度予算〔緊急措置（20年7月施行）〕ベースを満年度したもの。

特別対策の概要(3年間で国費1,200億円)

1. 利用者負担の更なる軽減 (平成19年度当初、20年度当初:計240億円)

→ 負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

- ・通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2 → 1/4)
軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)
※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
- ・入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

2. 事業者に対する激変緩和措置 (18年度補正:300億円)

→ 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

- ・旧体系 従前額保障の引上げ(80% → 90%)
※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
- ・通所事業者 送迎サービスに対する助成

3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (18年度補正:660億円)

→ 直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
- ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等

障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置

〔障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。〕

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで 310億円 *
【平成20年度予算案】 130億円

① 利用者負担の見直し（20年7月～） 70億円 (満年度ベースで100億円) *

- ・低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】
負担上限月額を現行の半額程度に引下げ
- ・軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
年収約600万円未満 → 約890万円未満（3人世帯の場合）
- ・個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】

② 事業者の経営基盤の強化（20年4月～） 30億円 (「特別対策」の基金の活用を含め180億円) *

- ・通所サービスに係る単価の引上げ
- ・入所サービスにおける入院・外泊時支援の拡充 等
- ・ほかに基金事業の活用（150億円）
〔就労継続、重度障害者への対応（ケアホーム等）、児童デイサービス、相談支援等の事業、諸物価の高騰等への対応
について支援措置を実施〕

③ グループホーム等の整備促進（20年度～） 30億円 *

- ・グループホーム等の施設整備に対する助成

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設 ※国会で審議中

【概要】

- 障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する減価償却資産の割増償却を認める。(法人税等の軽減)

・ 減価償却資産は、事業に使用されているもののうち、現事業年度を含む過去3事業年度以内に取得したものが対象。(例:建物・冷暖房設備、照明設備、機械、車両、備品など「1年以上の長期保有資産」※詳細は別紙)

【税制優遇対象者】

- 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。

【適用期間】

- 5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)の時限措置

【割増償却額】

- 割増しして償却される限度額は前年度からの発注増加額 (※)

→ 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。

(※) ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度する。

【対象となる発注先】

※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」(予定)

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所 (A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設 (生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 旧授産施設 (身体・知的・精神)
- ・ 旧福祉工場 (身体・知的・精神)
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

障害者の「働く場」への発注促進税制（イメージ）

授産施設等

発注額が増加した場合

企業

※障害者の「働く場」

就労継続支援事業所
特例子会社
重度障害者多数雇用事業所

等

割増償却

減価償却資産

〔 現事業年度を含む3事業年度以内に取得したものが対象 〕

【具体例】

- 減価償却資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- 発注増加額が20万円の場合

償却限度額(①+②)
120万円

普通償却限度額(①)
100万円 (1,000万円×10%)

発注増加額(②)
20万円 (※)

〔 ※ 発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となる。 〕

普通償却限度額
+
前年度からの発注増加額(※)

〔 ※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。 〕